

令和 8 年度新たな海の恵み消費拡大支援事業 (愛知県産クロダイ等の PR) 委託業務仕様書

1 業務の概要

愛知県内で漁獲されたクロダイをはじめとする県産水産物（以下、「愛知県産クロダイ等」）の魅力を効果的に発信し、消費者及び実需者の認知度向上を図り、消費拡大に向けた事業を実施する。

2 名称

令和 8 年度新たな海の恵み消費拡大支援事業（愛知県産クロダイ等の PR）委託業務

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

4 納入場所

愛知県農業水産局水産課

5 事業の実施内容

(1) ～ (3) の全ての事業を実施する。

なお、本事業の内容は、次の①～③の趣旨に則るとともに、枠組みの利活用に関する企画提案も想定することとする。

① 愛知県が進める取組「いいともあいち運動」

(<https://www.pref.aichi.jp/shokuiku/iitomoaichi/>)

② 水産庁が進める取組で、愛知県が賛同している「さかなの日」

(<https://sakananohi.jp/>)

③ 「さかなの日」に関連して水産庁が進める「クロダイのおいしさ認知向上プロジェクト」 (<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/sakananohi96.html>)

(1) PR イベント開催による愛知県産クロダイ等の魅力発信

ア 愛知県産クロダイ等の PR イベントを行い、その魅力を消費者に伝えるとともに、認知度向上や消費拡大に繋がる内容とすること。PR イベントの実施方法については、あらかじめ監督員の承認を得ること。

イ PR イベントには、①クロダイの試食（無償提供）及び②クロダイ魅力発信の展示とともに、協力施設と調整のもと、③クロダイを使用した食事メニューの提供（有償提供）、④愛知県産クロダイ等の販売（有償提供）を含む内容とし、これらが同時に実施可能な施設での開催が望ましい。なお、無償提供にかかる材料調達及び調理作業、協力施設等への PR イベント協力等にかかる費用は、委託費に含むこととする。また、有償提供の売上は協力施設等に帰

属するものとする。

ウ PR イベントは、県内において、イの内容が実施可能であり、恒常的な集客の見込める施設（道の駅、産直施設、観光レクリエーション施設等）において、土曜日、日曜日のいずれか1日を含み2日以上実施すること。実施場所についてはあらかじめ監督員の承認を得ること。

エ クロダイの試食方法（メニューや提供形式等）は限定しないが、延べ500名程度が円滑に試食（無償提供）できる仕組みを構築すること。試食方法については、あらかじめ監督員の承認を得ること。

オ PR イベントでは、（2）において作成する資材及び県が提供するパンフレットやポスター等を活用し、来場者に対して愛知県産クロダイの紹介をすること。方法については、あらかじめ監督員の承認を得ること。

カ 食中毒等の事故発生防止対策を徹底して行うこと。また、万が一、食中毒等の事故が発生した際は、受託事業者が責任を持って対応にあたること。

（2）PR イベント資材の作成

ア イベント開催の周知し協力施設への誘客を図るため、WEB 告知及び施設内掲示を想定した告知用ポスターを作成すること。ポスターの規格・数量は本公募における企画提案を基本とし、県と協議のうえ決定することとする。

イ 愛知県産クロダイについて、魅力を発信するための普及啓発資材を作成すること。普及啓発資材の規格・内容は本公募における企画提案を基本とし、県と協議のうえ決定することとする。

ウ 愛知県産水産物を取り扱っていることが視認できるための幟を作成する。幟には訴求力のあるキャッチコピーの明示が望ましい。幟の規格・内容は本公募における企画提案を基本とし、県と協議のうえ決定することとする。

（3）PR イベントの告知及びアンケートの実施

ア （2）アで作成したポスターをPR イベント開催の約半月前までに協力施設へ送付すること。

イ 自社の広報媒体のほか、協力施設が有する媒体での広報依頼等、可能な限り様々な媒体を活用した周知に努めること。また、実需者を想定し県内飲食店関係団体組合等へも周知すること。

ウ PR イベント参加者に対しアンケートを実施すること。アンケートは参加者が回答しやすい形式とすること。アンケート内容は、県と協議のうえ決定することとする。また、アンケート結果は集計と分析を行った上で報告することとし、実績報告書の内容に含めること。

6 実績報告書および成果物の提出

委託業務が終了したときは、委託業務実績報告書(成果報告書を含む)を契約期間内に提出すること。

- (1) 委託業務実績報告書(A4版横書き) 2部
- (2) 委託業務実績報告書の電子データ 1式
- (3) その他県が指示したもの(事業成果が分析できるデータ等)。

7 事業実施における留意事項

- (1) 本事業に供するクロダイは、愛知県産であることを確認すること。
- (2) 受託事業者は、第三者の著作権の権利を侵害していないことを保証すること。
- (3) 本事業で使用する映像、写真、音楽などについては、既存のものを使用しても差し支えないが、受託事業者以外の者が著作権を保有している映像、写真、音楽等については、その権利の取扱いについて県と調整のうえ、受託事業者により適切に処理を行うものとする。
- (4) 事業の実施に当たって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- (5) 事業の実施にあたっては、県と定期的に会合を持ち、進捗情報の報告、スケジュール等の調整、課題や問題点の解決等について情報交換と報告を実施すること。
- (6) 審査委員会で提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定するものとする。
- (7) その他、本仕様書に定めのない事項は、県と協議のうえ決定するものとする。